

【60 釈 文】楫取素彦県令訣別の辞

(明治十七年：一八八四)

地方治民ノ任、古ヨリ最モ難シト為ス、蓋シ其職タル、上政府ノ意ヲ体シ、下人民ノ情ヲ達ス、而シテ其一挙手一投足ハ、親ク衆庶ノ瞻仰スル所、実ニ之力休戚ノ繫ル所ナリ、其任忝重カラスヤ、楫取君閣下曩キニ明治七年出テ旧トノ熊谷県ニ令タリ、尋テ該県ヲ廢セラル、ヤ、移テ我群馬県ヲ治セラル、爾来歳ヲ閱スルコト茲二十一、治化洽ク熙マル、按スルニ上野ノ国タル、旧来小諸侯各所二分立シ、加フルニ幕府旗士ノ給地アリ、故ニ犬牙相接スルノ所ト雖トモ、大ニ人情風俗ヲ異ニシ、好悪各同シカラス、之ヲ統一シテ治ヲ施ス、極メテ易シトセサルナリ、閣下本県ニ令タルヤ、善ク時勢ノ赴ク所ヲ視、人心ノ嚮フ所ヲ察シ、勸業ニ教育ニ水利ニ土功ニ措置、其宜シキヲ得、粲然トシテ面目ヲ改メサルハナシ、然リト雖トモ、興ス所ハ興サ、ル可ラサルノ利ナリ、除ク所ハ除カサル可ラサルノ弊ナリ、決シテ無要不急ノ拳ナシ、是ニ於テ乎、各殊ノ民情大ニ平カニ、野ニ怨嗟ノ声ヲ聞カス、閣下治民ノ任、忝尽セリト謂ツヘキ哉、今ヤ元老院議官ニ榮転セラレ、將サニ明日ヲ以テ駕ヲ発セラレントス、某等誠ニ閣下ノ恩沢ニ浴スルヤ久シ、情豈別離ニ忍フヘケンヤ、然レトモ是レ公事ナリ、復奈何トモス可ラス、謹テ斯ニ別ニ饒シ、聊力鄙言ヲ呈ス、嗚呼国家ノ閣下ニ待ツ所、其責猶重シ、冀クハ為ニ自重セヨ、前橋市民有志某等、頓首

明治十七年八月十六日

〈群馬県行政文書・明治十七年「楫取県令訣別の辞」

A〇二八五B〇G No.二三四〇〉

## 【60読み下し文】

地方治民（ちみん）の任、古（いにしえ）より最も難（かた）しと為す、蓋（けだ）し其の職たる、上（うえ）政府の意を体（てい）し、下（した）人民の情を達す、而（しこう）して其の一挙手一投足は、親しく衆

庶（しゅうしょ）の瞻仰（せんぎょう）する所、実に之（これ）が休戚（きゅうせき）の繫（つな）がる所

なり、其の任忝（かたじけなく）重からずや、楫取君閣下曩（さ）きに明治七年出て旧（も）との熊谷県に令たり、

尋（つい）で該県を廃せらるるや、移りて我群馬

県を治せらる、爾来（じらい）歳を閲（けみ）すること茲（ここ）に十

一、治化（ちか）治（あまね）く熙（ひろ）まる、按（あん）ずるに上野の国たる、旧来（きゅうらい）小諸侯（しょうこう）各所に分立し、加ふるに幕府

旗士の給地あり、故（ゆえ）に犬牙（けんが）相（あい）接するの所

と雖（いえ）ども、大いに人情風俗を異（こと）にし、好悪（こうお）各同じからず、之（これ）を統一して治を施す、極めて

易（やす）しとせざるなり、閣下本県に令たるや、善（よ）

く時勢の赴く所を視、人心の嚮（むか）ふ所

を察し、勸業に教育に水利に土功（どこう）に措

置、其の宜（よろ）しきを得、粲然（さんぜん）として面目を改めざ

るはなし、然（しか）りと雖ども、興（おこ）す所は興さざるべから

ざるの利なり、除く所は除かざるべからざる

の弊なり、決して無要不急の拳なし、是に

於てか、各殊の民情大に平かに、野に怨

嗟（えんさ）の声を聞かず、閣下治民の任、忝（かたじけなく）尽せり

と謂（い）つべき哉、今や元老院議官に栄転

せられ、将（ま）さに明日を以（もっ）て駕を発せられんとす、某（それがし）

等誠に閣下の恩沢に浴するや久し、情豈（あに）

別離に忍ぶべけんや、然れども是れ公事（くじ）なり、復（また）

奈何（いかん）ともすべからず、謹て斯（ここ）に別に饑（せん）し、

聊（いささ）か鄙言（ひげん）を呈す、嗚呼（ああ）国家の閣下に待

つ所、其の責猶（なお）重し、冀（いねがわ）くは為（ため）に自重せ

よ、前橋市民有志某等、頓首（とんしゅ）

明治十七年八月十六日

〈群馬県行政文書・明治十七年「楫取県令訣別の辞」

AO三八五BOG No.二三四〇〉